

倉敷市車両管理システム構築・保守業務プロポーザル実施要領

1 調達業務名称

倉敷市車両管理システム構築・保守業務

2 調達を行う背景及び目的

本市では、平成14年度から本格的に車両管理システムの運用を開始し、現在の車両管理システムは、公用車の集中管理機能を有する車両予約システムと、車検や点検、自動車保険の管理などの機能を有する車両整備システムから構成されています。また、公用車使用の稼働率を上げるため、指定した車両について複数の部署で利用できるようにしています。

現行システムは、平成29年度から稼働を開始し7年以上経過しており、機器の経年劣化や、システムの保守作業が困難な状況にあることから、既存の車両管理システムと同等以上の機能を満たす、新たな車両管理システムの構築と運用保守業務について、公募型プロポーザルを実施します。

3 業務の概要

(1) 業務内容

車両管理システムの構築及び契約期間終了までのシステム運用保守

詳細は、別紙「倉敷市車両管理システム構築・保守業務仕様書」のとおり

(なお、上記仕様書は資格審査を通過した事業者にのみ配布する。)

(2) 委託期間

契約締結日から令和13年1月末日まで

(新システムは令和8年2月からの利用開始とする。)

(3) 提案上限額 (システム構築費用と上記委託期間の運用保守費用の合算額)

25,810,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(4) 事務局 (本件に関する問い合わせ先及び書類等提出先)

倉敷市 総務局 総務部 総務課

住 所 : 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

電 話 : 086-426-3121

メール : vehicle-sys2025@city.kurashiki.okayama.jp

(メール送信の際は◎を@に変更すること)

担当者 : 熊野

4 スケジュール

内容	日付
参加申込受付開始	令和7年6月25日(水)10時

参加申込書提出期限	令和 7 年 7 月 4 日（金）12 時
資格審査結果通知	令和 7 年 7 月 7 日（月）17 時までに通知 （審査完了後、随時通知予定。仕様書、評価基準等を併せて配布）
質問書の受付期限	令和 7 年 7 月 10 日（木）12 時
質問に対する回答期限	令和 7 年 7 月 14 日（月）17 時までに回答
提案書等提出期限	令和 7 年 7 月 24 日（木）17 時
プレゼンテーション通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時までに通知
プレゼンテーション実施	令和 7 年 8 月 1 日（金）
審査結果通知	令和 7 年 8 月 5 日（火）
優先事業者との交渉	令和 7 年 8 月 7 日（木）～ 8 月 19 日（火）
最終見積書の提出	令和 7 年 8 月 20 日（水）
契約締結及び結果公表	令和 7 年 8 月 下旬ごろ

5 参加資格

本プロポーザルは公募型とし、応募する参加者は次の要件を全て満たす者とする。

- （１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
 - ア 本件に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- （２） 引き続き 2 年以上国税、県税または市税を滞納していないこと。
- （３） 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- （４） 会社更生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- （５） 令和 6 年 6 月 1 日以降、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- （６） 参加資格申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。

6 参加申込の方法

参加希望者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- （１） 参加申込期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）12 時まで
- （２） 参加申込に必要な提出物
 - ア 様式第 1 号 参加申込書

イ 様式第 2 号 委任状（代表者以外の者が参加申込書等の提出をする場合）

ウ 会社概要の分かるもの（様式は任意（パンフレット等でも可））

（3）提出方法

ア 「3 業務の概要 （4）事務局」まで持参又は郵送すること（期限内必着）。

イ 郵送の場合は、到達確認のため「3 業務の概要 （4）事務局」へ期限内に電話連絡すること。

（4）留意事項

ア 期限までに（2）の全ての提出物が提出されなかった場合は参加を認めない。

イ 本市からの電子メールの送信先を担当者のメールアドレスとする場合は委任状を提出すること。

7 参加資格審査及び結果通知

参加資格審査を行い、その結果を次のとおり通知する。

（1）通知期限

令和 7 年 7 月 7 日（月）17 時までに通知（審査完了後、随時通知予定）

（2）通知方法

ア 「参加資格審査結果通知書」（様式第 4 号）により、「参加申込書」（様式第 1 号）に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

イ 参加資格審査に合格した者（以下「参加者」という。）に対して、参加資格審査結果通知書と併せて、倉敷市車両管理システム構築・保守業務仕様書、評価基準等の資料一式を電子メールで送付する。

8 質問及び回答

（1）質問の受付期限

令和 7 年 7 月 10 日（木）12 時まで

（2）提出物

様式第 5 号 質問書

（3）提出方法

ア 「3 業務の概要 （4）事務局」に記載しているメールアドレス宛に電子データで送付すること（ファイル送達が可能なシステムを利用してもよい）。

イ 電子メールの件名は「倉敷市車両管理システム質問書」とすること。

ウ 到達確認のため、送信後、上記アの事務局に電話連絡すること。

（4）回答方法

質問に対する回答を取りまとめ、令和 7 年 7 月 14 日（月）17 時までに「参加申込書」（様式第 1 号）に記載されたメールアドレスに電子メールで回答を送付する。なお、質問及び回答は質問者だけでなく全参加者に送付する。

（5）留意事項

- ア (1)の期限を過ぎて提出された質問には回答しない。
- イ 回答に対する再質問は受け付けない。

9 評価方法

(1) 評価方法

- ア 本市に設置する「倉敷市車両管理システム構築・保守業務」に係る業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき評点化（以下「評価点」という。）する。
- イ 評価点が最も高い参加者を優先交渉事業者、以下評価点の高い順に第二交渉事業者、第三交渉事業者まで選定する。
- ウ 評価点の合計が満点の6割未満の場合は交渉事業者として選定しない。
- エ 参加者が1者のみの場合でも審査を実施する。なお、その1者の評価点の合計が満点の6割未満の場合は交渉事業者として選定しない。

(2) 評価基準

参加資格審査結果通知書と併せて「倉敷市車両管理システム構築・保守業務提案書評価基準」を参加者に送付する。

10 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年7月24日（木）17時まで

(2) 提出物

ア 企画提案書

様式は任意とするが、次の点に留意すること。

- (ア) 表紙のタイトルは「倉敷市車両管理システム構築・保守業務提案書」として、参加者名を記載すること。
- (イ) A4縦で製本すること。（正本1部、副本6部を提出）
- (ウ) 次の内容について順に構成し、目次を付すること。また、目次を含めて40ページ以内とすること
 - ① 会社概要
 - a 資本金
 - b 会社・営業所等所在地
 - c 本システムに類推するシステムの導入実績
 - ② 提案するシステム等の概要
 - a 導入機器の詳細（製品、操作性、使いやすさなど）
 - b システムの構成図
(システムの提供環境及び利用できるクライアント環境を含む)

- c システム機能概要
 - ・車両予約処理機能
 - ・車両出発・帰着処理機能
 - ・管理者機能
 - ・車両管理・整備機能
 - ・ユーザ管理機能
 - ・検索、集計処理及び印刷機能
- d 提案するシステムのアピールポイント
- e 情報セキュリティ
- f 将来的な機能拡張などの拡張性、運用変更に対する柔軟性
- ③ 導入体制・スケジュール
 - a 導入体制・スケジュール（契約締結後、利用開始までの期間）
 - b 本市の作業範囲（導入前と運用開始後）
- ④ 運用・保守体制
 - a 導入機器等の保証期間
 - b 障害発生時の対応
- ⑤ 追加提案

仕様書記載事項以外で、本業務の趣旨に照らして有益となる提案
- イ 提案価格見積書

「見積書」（様式第 6 号）と構築費用、機器費用及び運用保守に係る費用等の詳細を明記したもの（任意様式）を正本 1 部、副本 6 部提出すること。
- (3) 提出方法
 - ア 「3 業務の概要（4）事務局」まで持参又は郵送すること（期限内必着）。
 - イ 提出物は封筒に入れ、参加者の名称と共に「倉敷市車両管理システム構築・保守業務（書類在中）」と朱書きして提出すること。
- (4) その他留意事項

企画提案書等提出後の修正及び再提出はいかなる理由であっても認めない。

11 プレゼンテーション実施日時の通知

- (1) 通知日

令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時までに通知
- (2) 通知方法

プレゼンテーションの実施日及び開始時間等について、「参加申込書」（様式第 1 号）に記載されたメールアドレス宛に、「プレゼンテーション通知書」（様式第 7 号）を送付する。

12 プレゼンテーション実施（優先交渉事業者の選定）

参加者による企画提案書等の内容に関するプレゼンテーションを実施し、審査及び採点を行う。プレゼンテーション実施後、選定委員会において「9 評価方法」に記載の方法により、優先交渉事業者、第二及び第三交渉事業者を選定する。

(1) 実施日及び場所

令和7年8月1日（金）に倉敷市役所本庁舎西側分室（115 会議室）での実施を予定しているが、開始時間等を含め詳細については、「11 プレゼンテーション実施日時の通知」のとおり通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションの実施時間は45分程度（プレゼンテーション30分以内（システムのデモンストレーションを含む。）、質疑応答15分以内）を予定している。なお、準備・撤収時間はこの時間に含まない。

(3) 出席者等

ア 1参加者につき3名以内とする。

イ プレゼンテーションは本案件を主に担当する者の出席を必須とし、自らが主として説明を行うこと。ただし、それ以外の者がプレゼンテーション内容に関する補足説明や質疑への回答をすることは差し支えない。

13 審査結果通知

(1) 通知日

令和7年8月5日（火）

(2) 通知方法

ア 「結果通知書」（様式第8号）により、「参加申込書」（様式第1号）に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

イ 審査結果の通知日までに電子メールが届かない場合は電話で確認すること。

14 契約締結

(1) 手続の進め方

優先交渉事業者決定後、仕様書等に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約により手続を行う。なお、見積書は協議完了後あらためて提出すること。

(2) 仕様書の確定

審査結果をもって企画提案があった内容を全て承認するものではなく、(1)の協議において本契約の仕様書を確定することとする。

(3) 協議が整わない場合

優先交渉事業者が参加資格を満たさなくなった場合若しくは協議において本業務の履行ができないと本市が判断した場合は、第二交渉事業者から順に繰り上げて協議を行う。

(4) 契約条件

- ア 契約保証金は、倉敷市財務規則第 173 条により契約金額の 100 分の 10 以上の納付とする。ただし、倉敷市財務規則第 175 条に該当する場合は、契約保証金を減免する。
- イ 事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、業務内容の一部分を再委託することについて、事前に本市の承認を得た場合はこの限りではない。
- ウ 事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報保護法の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとする。
- エ その他契約に関する条項は倉敷市財務規則による。

15 欠格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は順位を問わず失格とする。

- (1) 本プロポーザルの実施期間中に「5 参加資格」に記載の参加資格を失った場合又は参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (2) 本プロポーザルの参加申込の受付締切日から審査結果通知日の間に本市から指名停止措置を受けた場合
- (3) 本要領の規定に違反した場合
- (4) 期限を過ぎて提出物を提出した場合
- (5) 提出物に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (8) 「見積書」(様式第 6 号)の金額が提案上限額を超えている場合
- (9) その他、本業務の要件を満たしていない等、本市が不適格と認めた場合

16 参加の辞退

「参加申込書」(様式第 1 号)を提出後、参加を辞退する場合は速やかに郵送又は持参により「辞退届」(様式第 3 号)を提出すること(代表者印の押印が必須)。

17 その他

- (1) 本プロポーザル及び契約に要する費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由により中止された場合においても、それまでに要した費用を本市は負担しない。
- (2) 提案書の作成において本市から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 提出物は一切返却しない。
- (4) 本市は提出物を本プロポーザルの実施以外の目的に使用しない。

- (5) 本市は本プロポーザルの実施に際して必要な範囲で提出物を複製することがある。
- (6) 提出物は原則公表しない。ただし「倉敷市情報公開条例」に基づく情報公開の請求があった場合には、同条例に基づいて対応する。
- (7) やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと本市が認めるときは、本プロポーザルを中止又はスケジュールを変更することがある。